

From 建退共からのお知らせ

■電子申請方式について■

2020年10月1日に改正中小企業退職金共済法が施行され、建退共の掛金納付方式に、現在の「証紙貼付方式」に加え「電子申請方式」も追加されました。

建退共では証紙の取り扱いが不要な電子申請方式のご利用をお勧めしております。

電子申請方式とは、月に一度、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、予めペイジーまたは口座振替でご購入いただいた退職金ポイント（電子掛金）を就労日数に応じて掛金として充当し、掛金を納付します。

電子申請方式の利用をご希望の場合は、「電子申請方式申込書」に必要事項を記入し、建退共山形県支部へご提出ください。（電子申請方式申込書は、就労実績報告作成ツールからも出力できます。）

電子申請のイメージをお知りになりたい方は、建退共事業本部のHPをご覧ください。

建退共事業本部 検索 

建退共事業本部HP ⇒ 電子申請方式について

【内容】電子申請方式の概要、用語の説明、作業の流れ、さらに共済手帳の扱いや退職金請求の手続きなどについてご案内しております。

1. 電子申請方式を利用するには
2. 電子申請方式関係の各種マニュアル
3. 電子申請専用サイト（別サイトへリンクします。）
4. 電子申請専用サイト操作説明動画
5. 就労実績報告作成ツール
6. 就労実績報告作成ツール操作説明動画
7. 電子申請方式関連のパンフレット
8. 電子申請・CCUS適用現場標識
9. 退職金ポイントの購入について
10. 電子申請専用サイトからできるオンライン申請について
11. こんな時はなにをみればよいか
12. 電子申請専用サイト（体験版）はこちら
13. 電子申請方式各種説明会について

◆電子申請方式システム操作方法について◆

お問合せ先（専用コールセンター）

TEL 0120-006-175

受付時間（平日）9：00～17：00

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共山形県支部
〒990-0024 山形市あさひ町18-25
TEL 023-632-8364